



---2016/10/31---

おおいた産保メールマガジン 第154号

発行：大分産業保健総合支援センター 所長 嶋津 義久

<http://www.oitas.johas.go.jp/>



Oita



I N D E X

◆お 知 ら せ◆

■ 11月は「過労死等防止啓発月間」です

■ ストレスチェック実施は11月末までです！



◆お 知 ら せ◆

■ 11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過労死等防止対策推進シンポジウムや過重労働解消キャンペーンなどを実施～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすためにシンポジウムやキャンペーンなどの取組を行います。

この月間は「過労死等防止対策推進法」に基づくもので、過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、関心と理解を深めるため、毎年11月に実施しています。

月間中は、国民への周知・啓発を目的に、全国43会場で「過労死等防止対策推進シンポジウム」を行うほか、「過重労働解消キャンペーン」として著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導や無料の電話相談などを行います。

ポスター、パンフレット、リーフレットをダウンロードできますので、ご活用ください。

・厚生労働省報道発表→ <http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000137977.html>

・ポスター→

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki\\_junkyoku-Kantokuka/0000138039.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki_junkyoku-Kantokuka/0000138039.pdf)

・パンフレット→

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki\\_junkyoku-Kantokuka/0000138040.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki_junkyoku-Kantokuka/0000138040.pdf)

・リーフレット→

[http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki\\_junkyoku-Kantokuka/000138041.pdf](http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11202000-Roudouki_junkyoku-Kantokuka/000138041.pdf)

■ストレスチェック実施は11月末までです！

法に基づく第1回のストレスチェックは、平成28年11月30日までに、ストレスチェックを実施する必要があります。

「どこまでやってあげばよいか？」というご質問が来ておりますが、「ストレスチェック制度関係 Q&A」で、「平成27年12月1日の施行後、1年以内（平成28年11月30日まで）に、ストレスチェックを実施する必要があります。（結果通知や面接指導の実施までは含みません）」となっておりますので、ご確認ください。

こころの耳 → 改正労働法のポイント（ストレスチェック制度関連） → Q&A  
→ [http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki\\_jun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki_jun/anzeneisei12/pdf/150507-2.pdf)



※メールアドレスの変更、配信停止、ご意見・ご感想は、[info@oitas.johas.go.jp](mailto:info@oitas.johas.go.jp)までお願いします。

皆様のご意見をお待ちしています。

今月も最後までお読みいただきまして、ありがとうございました。



独立行政法人 労働者健康安全機構

大分産業保健総合支援センター

〒870-0046

大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

TEL : 097-573-8070 FAX : 097-573-8074

<http://www.oitas.johas.go.jp/> E-mail: [info@oitas.johas.go.jp](mailto:info@oitas.johas.go.jp)

